

狂犬病予防法抜粋

飼い犬の登録(第4条)

生後90日を経過した犬を取得した人は、飼い主の責任として取得した日から30日以内に犬の所在地を管轄する市町村長（特区の場合は区長、以下「市町村長等」といいます）に「飼い犬の登録申請」を行わなければなりません。

登録申請を受けた市町村長等は、その内容を原簿に登録した上で飼い主に「犬鑑札」を交付しますので、飼い主はその鑑札を当該犬に着けておかなければなりません。

登録は、当該犬の一生に一度の物となりますので、当該犬が死亡した場合や所在地を変更した場合にはその旨を市町村長等に届け出なければなりません。なお、飼育途中で飼い主が変わった場合は、新しい飼い主がその犬の所在地を管轄する市町村長等にその旨を届け出て、以前の鑑札を新たな鑑札に交換して当該犬に着けておく事になります。近年、飼い犬の毛が傷むとか室内で飼育しているからと、鑑札を飼い犬に着けづにいる飼い主もいますが、鑑札を飼い犬に着けておくことは犬にとっても大変重要なことで、万一の逸走や旅行先で迷ってしまったような事があっても、鑑札さえ着けていれば、自治体間での情報交換によって鑑札の番号から飼い主を割り出し、全国のどの地域からでも飼い主に連絡が入ります。鑑札を亡失したり損傷した場合には再交付を受けることになっています。

飼い犬の狂犬病予防注射(第5条)

飼い犬に対する狂犬病の予防注射は、毎年度1回の実施が義務づけられていますが、実施の時期については毎年4月1日から5月30日の間に受けることとされています。ただし、生後91日以上犬を初めて取得した場合には、取得した日から30日以内に最初の予防注射を受け、以後は前記の4月1日から5月30日までの間に受けることとなります。なお、その犬が前年の3月2日以降その年の5月30日までの間に予防注射を受けていた場合に限り、取得後30日以内の予防注射は免除され次年度以降の予防注射を受けることとなります。これは注射と免疫取得との関係によるもので、新たに犬を取得した場合に限られた措置となります。狂犬病予防注射の接種は獣医師によって行われなすが、獣医師は予防接種した犬に対して「予防注射済証」を発行し、飼い主はこの予防接種済証を市町村長等に提示し、市町村長等から「注射済票（プレート）」の交付を受け、上記の鑑札同様当該犬に着けられなければなりません。この注射済票を亡失したり損傷した場合には再交付を受けることとなります。

狂犬病予防法に違反した場合には次のような罰則が適用されます。

1) 30万円以下の罰金に処せられもの

- 1 検疫を受けずに犬、ねこ、アライグマ、キツネ、スカンクを輸出入した場合。
- 2 狂犬病発生時における届出、隔離の義務に違反した場合

2) 20万円以下の罰則に処せられるもの

- 1 飼い犬の登録を行わなかった場合
- 2 飼い犬の狂犬病予防注射を行わなかった場合
- 3 狂犬病発生時の行政措置に従わなかった場合

推薦本

犬が訴える幸せな生活 光文社 林 良博
しつけでの仕方で犬はどんどん賢くなる 青春出版 藤井 聡 1200円